

一時滞在ビザ発給原則

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

●外国人が王国内での一時滞在延長許可を申請した場合の審査における原則及び要件についての警察庁命令第327/2557号

(前文省略)

一、以下を廃止する。

一・一、外国人が王国内での一時滞在延長許可を申請した場合の審査における原則及び要件についての仏暦二五五一年十一月二五日付けの警察庁命令第777/2551号。

一・二、外国人が王国内での一時滞在延長許可を申請した場合の審査における原則及び要件についての仏暦二五五六年六月五日付けの警察庁命令(増補)第368/2556号。

本命令で規定された部分において、または本命令と相反矛盾する規約、規則及び命令があっても、本命令のほうを適用する。

二、外国人の王国内滞在の延長許可審査の原則は、必要な事由がある場合、仏暦二五二二年移民法第三五条の内容及びに基づき1回につき1年以内とし、本命令末尾における外国人の王国内滞在の延長許可審査の原則に従う。審査に付す書類リストは出入国管理局が命令として定め、警察庁に報告する。ここにケースごとの事由と必要性に従う。

三、外国人は第二項に基づく王国内滞在延長の許可審査の間、滞在を続けることができる。このとき係官は許可結果が出る日を押印し、その外国人は必要に応じて何回でも結果が出るまで滞在できるが、許可が切れた日から合計で30日までとする。

四、許可申請人の外国人が本命令で定めた原則に基づく資格を全て満たしていない場合、不許可の命令を通知し、許可が切れた日から7日以内に出国する。

五、許可申請人の外国人が本命令で定めた原則に基づく資格を全て満たしていない場合、または本命令で定めていないその他の場合に、サーラワット(警部)以上の任務責任者の係官が、いずれかの外国人に王国内に滞在しなければならない事由があると判断したとき、警察庁長官または委任された者に提出し、申請を審査してもらう。

ここに仏暦二五五七年八月二九日より(注/官報公示は仏暦二五五七年=西暦二〇一四年八月八日付け)

仏暦二五五七年六月三〇日

★仏暦二五五七年六月三〇日付けの警察庁命令第327/2557号の第二項に基づく外国人の滞在延長許可審査の原則

[滞在延長の必要事由] と [審査の原則]

2・1、ビジネス上の必要性。例えば会社またはパートナーシップにおける勤務、など。

1回につき1年以内を許可。

[審査原則]

(1) 外国人は一時滞在査証（ノン・イミグラント・ビザ）を取得していなければならない。

(2) 外国人は本命令末尾の所得表（付録A）に基づく所得がなければならない [注/日本人は月額5万バーツ以上]。

(3) 200万バーツ以上の払込済み資本金を有する事業でなければならない。

(4) 事業の財務状態の信頼性、実際に継続的に営業していることを示すために、許可を得た会計監査人または租税会計監査人から監査・保証を受けた過去2年度の会計期末日における会計諸表を提出しなければならない。このとき本命令末尾の実際に営業していること、継続性があることの実態審査の指針（付録B）に従って審査する。

(5) その事業が外国人を雇用しなければならない事由を有する。

(6) その事業は外国人1人につきタイ人従業員4人の割合でなければならない。

(7) 以下の事業は(3)(4)(5)の基準の免除を受け、(6)に基づくタイ人従業員との割合は外国人一人につきタイ人従業員一人に緩和する。

(a) 国際貿易事業（駐在員事務所）

(b) 地域統括事務所

(c) 多国籍企業（支店）

2・2、関係する省庁局の承認を受けた投資に関連した業務で滞在しなければならない事由がある場合。

1回につき1年以内を許可。

[審査の原則]

(1) 外国人は一時滞在査証を取得していなければならない。

(2) 関係する省庁局の保証及び要請がある。

2・3、官公庁、国営企業、または国のその他の機関での業務で滞在しなければならない事由がある場合。

1回につき1年以内を許可。

[審査の原則]

(1) 外国人は公務査証または一時滞在査証を取得していなければならない。

(2) その部署または機関の保証と要請がある。

2・4、観光のためである場合。

許可が切れる日から1回につき30日以下を許可する。

[審査の原則]

(1) 外国人は観光査証を取得していなければならない、または内務省布告に基づき30日以内の観光目的査証を免除されていなければならない。

(2) 出入国管理事務局出入国審査官の公務追跡委員会が定めたところに基づく国籍者でない、またはカテゴリーに入っていない。

2・5、投資のためである場合。

一回につき1年以内を許可。

a、300万バーツ以上の投資のためである場合。

[審査の原則]

(1) 外国人は一時滞在査証を取得していなければならない。

(2) 仏暦二五四九年一〇月一日より前に入国し、これまで継続的に300万バーツ以上の投資のための滞在許可を得てきた。

(3) 300万バーツ以上をタイ国に持ち込んだ証拠を有する。

(4) 関係機関または官公庁からの300万バーツ以上の購入額におけるコンドミニアム・ユニット購入による投資の証拠を有する。または

(5) タイ国籍者の株主が過半を占めるタイ国内登記の銀行に300万バーツ以上の定期預金をすることによる投資の証拠を有する。または

(6) 公債または国営企業の債券を300万バーツ以上購入することによる投資の証拠を有する。または

(7) (4) (5) または (6) に基づく投資額が合計300万バーツ以上ある証拠を有する。

b、1000万バーツ以上の投資のためである場合。

(1) 外国人は一時滞在査証を取得していなければならない。

(2) 1000万バーツ以上をタイ国に持ち込んだ証拠を有する。

(4) 関係機関または官公庁からの1000万バーツ以上の購入額もしくは賃借額におけるコンドミニアム・ユニット購入もしくは3年以上の賃借による投資の証拠を有する。または

(5) タイ国籍者の株主が過半を占めるタイ国内登記の銀行に1000万バーツ以上の定期預金をすることによる投資の証拠を有する。または

(6) 公債または国営企業の債券を1000万バーツ以上購入することによる投資の証拠を有する。または

(7) (3) (4) または (5) に基づく投資額が合計1000万バーツ以上ある証拠を有する。

2・6、国の教育機関における教員または教師、講師、専門家、もしくは教務者である場合。

1回につき1年以内を許可。

[審査の原則]

(1) 外国人は公務査証、または一時滞在査証を取得していなければならない。

(2) 当該教育機関からの保証と要請がある。

2・7、民間の教育機関における教員または教師、教官、専門家、もしくは教務者である場合。

1回につき1年以内を許可。

教務者（ブッカラコーン・ターン・ガーンスクサー）とは、民間教育振興委員会が定めた規則に基づく司書業務を果たす者、指導業務を果たす者、教育技術業務を果たす者、登録及び業績評価の業務を果たす者、一般管理の業務を果たす者、及び教育支援者。

[審査の原則]

- (1) 外国人は一時滞在査証を取得していなければならない。
- (2) 当該教育機関が関係官庁から事業許可を得ている。
- (3) 当該教育機関からの保証と要請がある。
- (4) 教務者は業務上の資格または経験を有していなければならない、その教育機関の教員、教師数の10%以内の人数でなければならない。

2・8、国の教育機関における修学目的である場合。

教育機関が保証した期間に基づき1回につき1年以内を許可。

[審査の原則]

- (1) 外国人は公務査証、または一時滞在査証を取得していなければならない。
- (2) 当該教育機関からの保証と要請がある。

2・9、民間の教育機関における修学目的である場合。

(1) 制度内学校の場合、教育機関が保証した期間に基づき1回につき1年以内を許可。

(2) 制度外学校の場合、教育機関が保証した期間に基づき1回につき90日以内、合計で入国日から合計1年以内を許可。

制度外学校の種類と形態とは、民間教育振興委員会が定めた布告に基づく宗教教育、芸術及びスポーツ教育、職業教育、学習塾、及び生活技術教育を意味する。

[審査の原則]

- (1) 外国人は一時滞在査証を取得していなければならない。
- (2) 当該教育機関は関係官庁から事業許可を得ている。
- (3) 当該教育機関からの保証と要請がある。
- (4) 関係官庁から保証を得ている（ただしインターナショナルスクール及び高等教育レベルでの就学である場合はその限りではない）。

2・10、高等教育機関または研究機関での実習もしくは研究目的である場合。

1回につき1年以内を許可。

[審査の原則]

- (1) 外国人は公務査証、または一時滞在査証を取得していなければならない。

(2) 当該教育機関または当該研究機関からの保証と要請がある。

(3) 当該教育機関または当該研究機関からの保証と要請がある（実習の場合）。

民間の高等教育機関または研究機関での実習、研究である場合、関係官庁から保証と要請がある。

2・11、本命令の第2・8項または第2・9項の原則に基づき教育機関での修学目的で一時滞在許可を得た外国人の家族（父、母、配偶者、子、養子または配偶者の子）である場合。

1回につき1年以内を許可。

[審査の原則]

(1) 外国人は一時滞在査証を取得していなければならない。

(2) 関係を示す証拠を有する。

(3) 配偶者である場合は法的及び事実上の関係を有していなければならない。

(4) 子、養子または配偶者の子である場合、その子は婚姻しておらず、同居し、満20歳未満でなければならない。または

(5) 父または母である場合は、タイ国内の銀行にその父または母の名義で、過去3か月にわたって50万バーツ以上の預金を有していなければならない。特に最初の年は本事由に基づく申請日に30日以上、当該金額を有している預金口座を示す。

2・12、報道任務遂行の場合。

1回につき1年以内を許可。

[審査の原則]

(1) 外国人は公務査証、または一時滞在査証を取得していなければならない。

(2) 総理府広報局または外務省情報局からの保証と要請がある。

2・13、仏教学修または修業の場合。

1回につき1年以内を許可。

[審査の原則]

(1) 外国人は一時滞在査証を取得していなければならない。

(2) 仏教本庁または総理府、もしくはマハーチュラロンコンラーチャウィタヤライ仏教大学、マハーマクットラーチャウィタヤライ仏教大学から保証を得ている。

(3) 申請人が学修または修業する寺の住職からの保証と要請がある。

2・14、宗教の布教の場合。

1回につき1年以内を許可。

[審査の原則]

(1) 外国人は一時滞在査証を取得していなければならない。

- (2) 宗教局または仏教本庁から保証を得ている。
- (3) 申請人が所属する宗教団体から保証と要請がある。

2・15、医療、看護またはタイ人に知識を伝授するための専門職の熟練技術者または専門家である場合。

1回につき90日以内を許可。

[審査の原則]

- (1) 外国人は一時滞在査証を取得していなければならない。
- (2) 関係団体または機関からの保証と要請がある。

2・16、機械、航空機または海運船舶の設置もしくは修理目的の場合。

1回につき90日以内を許可。

[審査の原則]

- (1) 外国人は一時滞在査証を取得していなければならない。
- (2) 関係団体または機関からの保証と要請がある。

2・17、ホテル、または払込済み資本金が2000万バーツ以上のタイ国内でエンターテイメント事業を営む会社に所属する俳優、歌手、演奏者である場合。

1回につき120日以内を許可。

[審査の原則]

- (1) 外国人は一時滞在査証を取得していなければならない。
- (2) ホテル、または払込済み資本金が2000万バーツ以上のタイ国内でエンターテイメント事業を営む会社からの保証がある。

2・18、タイ国籍者の家族である場合（父、母、配偶者、子、養子または配偶者の子のみ）。

1回につき1年以内を許可。

[審査の原則]

- (1) 外国人は一時滞在査証を取得していなければならない。
 - (2) 家族関係を示す証拠を有する。
 - (三) 配偶者である場合は法的かつ事実上の関係を有していなければならない。
 - (4) 子、養子または配偶者の子である場合、その子は婚姻しておらず、同居し、満20歳未満でなければならない。ただし疾病もしくは障害者で生活ができず、父母の扶養下になければならない場合は除く。または
 - (5) 父または母である場合は、年間にわたって月平均4万バーツ以上の所得がある、もしくは1年間の経費として50万バーツ以上の預金があればならない。
- 父母が子の扶養下にある場合は、その父または母は満50歳以上でなければならない。

その他必要な事由がある場合、出入国管理事務局長または委任を受けた出入国管理事務局副局长がケースごとに審査、許可する。

(6) タイ人女性との婚姻である場合、夫である外国人は年間平均で月4万バーツ以上の所得がある、もしくは1年間の経費として2か月遡って40万バーツ以上の預金がなければならない。

2・19、タイ居住者〔注／永住ビザ取得外国人〕の家族である場合（父、母、配偶者、子、養子または配偶者の子のみ）。

1回につき1年以内を許可。

〔審査の原則〕

- (1) 外国人は一時滞在査証を取得していなければならない。
- (2) 関係を示す証拠を有する。
- (3) 配偶者である場合は法的かつ事実上の関係を有していなければならない。
- (4) 子、養子または配偶者の子である場合、その子は婚姻しておらず、同居し、満20歳未満でなければならない。ただし疾病もしくは障害者で生活ができず、父母の扶養下になければならない場合は除く。または
- (5) 父または母である場合は、その父または母は満50歳以上でなければならない。

2・20、本命令の2・1項、2・2項、2・3項、2・5項、2・6項、2・7項、2・10項、2・12項、2・13項、2・14項、2・15項、2・16項、2・17項、2・21項、2・22項、2・26項、2・29項、または移民法第34条（1）（2）及び（7）の原則に基づき一時滞在許可を得た外国人の家族である場合に加え、ノンイミグラントのL-Aを除く入国目的に基づく管理コード末尾にA（エー）の文字を有する一時滞在査証を得た外国人の家族（父、母、配偶者、子、養子または配偶者の子のみ）。

1回につき1年以内を許可。

〔審査の原則〕

- (1) 外国人は一時滞在査証を取得していなければならない。
- (2) 家族関係を示す証拠を有する。
- (3) 配偶者である場合は法的かつ事実上の関係を有していなければならない。
- (4) 子、養子または配偶者の子である場合、その子は婚姻しておらず、同居し、満20歳未満でなければならない。ただし疾病もしくは障害者で生活ができず、父母の扶養下になければならない場合は除く。または
- (5) 父または母である場合は、その父または母は満50歳以上でなければならない。

2・21、公共慈善団体、外国民間団体、財団、協会、外国人商工会議所、タイ国商業会議所またはタイ国工業連盟での勤務のために必要な事由がある場合。

- (1) 1回につき1年以内を許可する。
- (2) 審査原則(3)に基づく官公庁の保証がない場合は一回につき90日以内、ただし入国日から合計で1年以内を許可する。

[審査の原則]

- (1) 外国人は一時滞在査証を取得していなければならない。
- (2) その団体の権限者または最高位者からの保証と要請がある。かつ／または
- (3) その団体に関係する官公庁の局長または同等の地位にある者、国営企業の長、もしくは国のその他機関の長からの保証と要請がある。

2・22、リタイヤ生活の場合。

1回につき1年以内を許可。

[審査の原則]

- (1) 外国人は一時滞在査証を取得していなければならない。
- (2) 満50歳以上でなければならない。
- (3) 月6万5000バーツ以上の所得を得ている証拠がある。または
- (4) 申請日において、タイ国内の銀行に過去3か月にわたって80万バーツ以上の預金を有している。特に最初の年は60日以上、当該金額を有している預金口座を示す。または
- (5) 申請日から数えて過去1年間の所得と銀行預金が合計で80万バーツ以上ある。
- (6) 仏暦二五四一年（西暦一九九八年）一〇月二一日までに入国し、その後継続的にリタイヤ生活のために滞在許可を得てきた外国人は以下の原則を適用する。
 - (a) 60歳以上で、確かな収入がある。過去3か月にわたって銀行預金が年20万バーツ以上または、月2万バーツ以上の所得がある。
 - (b) 55歳以上60歳未満で、確かな収入がある。過去3か月にわたって銀行預金が年50万バーツ以上または、月5万バーツ以上の所得がある。

2・23、元タイ国籍者、または父母がタイ国籍者である、もしくは元タイ国籍者である者の帰郷のためである場合。

1回につき1年以内を許可。

[審査の原則]

- (1) かつてタイ国籍者であったことを示す、もしくは父母がタイ国籍者である、またはかつてタイ国籍者であったことを示す証拠がある。

2・24、タイ国籍者の配偶者または子を訪問するためである場合。

1回につき60日以内を許可。

[審査の原則]

- (1) 関係を示す証拠がある。
- (2) 配偶者の場合は法的かつ事実上の関係を有していなければならない。

2・25、治療、療養、または看病のためである場合。

a、治療、療養、または看病のためである場合。

1回につき90日以内を許可。

〔審査の原則〕

(1) 治療を受ける病院または国の管轄下にある医療機関の常勤医師からの保証と要請がある。このとき治療期間にわたる症状に係る詳細と、出国の障害となる症状についての医師の意見が示されていなければならない。

(2) 看病の場合、患者が治療を受ける病院または国の管轄下にある医療機関の常勤医師、もしくは大使館または領事館からの保証と要請がなければならない。

(3) 父母、配偶者、子、養子、または配偶者の子でない看病人である場合、1人まで許可する。

b、査証なしで90日以内滞在するバーレーン王国、クウェート国、オマーン・スルタン国、カタール国、サウジアラビア王国、アラブ首長国連邦、及び内務省布告に基づくその他の国の外国人で、治療のため一時入国する外国人と付添人である場合。

一回につき90日以内、ただし入国日から合計で1年以内を許可。

〔審査の原則〕

(1) 保健省が定めたリストに基づく国内の病院、または保健省からの保証と要請がある。

(2) 看病人、すなわち父母、配偶者、子、養子、または治療を受ける者が書類に証明の署名を付した氏名リストを示す書類に基づくその他の者は、3人まで許可する。

2・26、訴訟または訴訟に係る審理のためである場合。

訴訟上の必要性に基づき審査する。許可するのであれば1回につき90日以内を許可する。

〔審査の原則〕

(1) 被疑者、被害者、容疑者、原告、被告または証人であることにより訴訟もしくは訴訟に係る審理の関係者である証拠がある。

(2) 滞在を引き伸ばすおそれがない。

2・27、官公庁または国営企業、国のその他の機関、もしくは大使館、領事館、国際機関に対する任務遂行もしくは業務の場合。

1回につき90日以内を許可。

ただし特定ケースで必要な場合は1回につき1年以内を許可する。

〔審査の原則〕

(1) 局または局と同等の官公庁、もしくは国営企業の長、司令部級以上の警察機関、司令官が少将以上で国防省、国軍最高司令部、陸軍、海軍、空軍管轄下の司令部級以上の軍機関、または大使館もしくは領事館、国際機関からの保証と要請がある。

(2) 90日以上滞在する必要がある特定ケースについては、出入国管理事務局長または委任を受けた出入国管理事務局副局長が審査する。

2・28、大使館または領事館の保証と要請のある必要事由のある場合。

(一) 必要事由がある場合は1回につき30日以内を許可する。

(二) 研修の場合のみ1回につき90日以内を許可する。

[審査の原則]

(1) 大使館または領事館からの保証と要請がある。

(2) 研修の場合、その外国人は一時滞在査証を取得していなければならない。

2・29、国籍証明のための場合。

1回につき180日以内を許可。

[審査の原則]

(1) 関係官公庁からの保証がある。

2・30、エンターテインメントまたは娯楽のための不定期公演の俳優、歌手、演奏家、演出家、関係者である場合。

1回につき90日以内を許可。

[審査の原則]

(1) 関係民間セクターからの保証と要請がある。

2・31、国内の港、領土またはエリアに入国し、出国できないでいる輸送機関の運転者と乗員である場合。

1回につき90日以内を許可。

[審査の原則]

(1) 外国人は一時通過査証を取得していなければならない。

(2) 出国できない事由を審査する。

2・32、職業スポーツ選手、または職業スポーツに関係する者である場合。

1回につき1年以内を許可。

[審査の原則]

(1) 外国人は一時滞在査証を取得していなければならない。

(2) 外国人は月4万バーツ以上の最低所得を有する。

(3) その団体の長からの保証と要請がある。

(4) タイ・スポーツ公団からの保証がある。

(5) 会社である場合、払い込み済み登録資本金が200万バーツ以上なければならない。

★付録A

仏暦二五五七年六月三〇日付けの警察庁命令第327/2557号の第2・1項(2)の原則に基づく所得表

〔国籍〕

1、欧州諸国（ロシアを除く）、オーストラリア、カナダ、日本、米国

〔最低所得〕

5万バーツ／月

2、韓国、シンガポール、台湾、香港

4万5000バーツ／月

3、アジア諸国（日本、韓国、シンガポール、台湾、香港、カンボジア、ビルマ、ラオス、ベトナムを除く）、南米諸国、東欧諸国、中米諸国、メキシコ、ロシア、南アフリカ

3万5000バーツ／月

4、アフリカ諸国（南アフリカを除く）、カンボジア、ビルマ、ラオス、ベトナム

2万5000バーツ／月

★付録B

仏暦二五五七年六月三〇日付けの警察庁命令第327/2557号の第2・1項（4）の原則に基づく実際に営業し、継続性を有しているかどうかについての事業の実態の審査指針

〔審査項目〕

1、登記した目的に合致した営業。

〔提出する書類の写し〕

・登記官が6か月以内に証明した登記証明書。

・財務諸表提出書式（ソーボーチャー3またはソーボーチャー3/1）。

2、公認会計監査人または租税会計監査人が保証した財務諸表。

3、要件なしの意見を示した公認会計監査人のレポート、または租税会計監査人の監査及び会計保証レポート。要件がある場合は事業の存続性（ゴーイング・コンサーン）に言及していない要件とする。

・公認会計監査人のレポート、または租税会計監査人の監査及び会計保証レポート。

4、会計諸表に明らかにされたところに基づく現金及び金融機関への預金リストにおける資産、取引上の債務者、在庫、その他回転資産の変更がある。

5、土地建物及び設備の項目にある資産の減価償却または劣化がある。

・貸借対照表、財務諸表の注記。

6、財務諸表に明らかにされたところに基づく債務、借入金、その他回転債務の変更がある。

・貸借対照表、財務諸表の注記。

7 財務諸表の注記に「営業していない」と示されていない。

- ・ 損益計算書、財務諸表の注記。

8、付加価値税登録事業の場合、毎月の付加価値税書式の提出がある（販売またはサービス提供からの収入、その他主収入が年間180万バーツ以上ある、もしくは国税局が付加価値税登録を定めた事業すべて）。

- ・ 付加価値税納税を示す書式（ポー・ポー・30またはポー・ポー・36）、領収書。

9、毎月の特定事業税納税のための書式提出がある（特定事業税制度で登録しなければならない事業）。

- ・ 特定事業税納税を示す書式（ポー・トー・40）、領収書。

10、毎月の個人所得税納税を示す書式の提出がある。

- ・ 従業員の月給の源泉税の納税を示す書式（ポーゴー・ドー・1）。

11、毎月の社会保険の送金を示す書式の提出がある。

- ・ 社会保険の会社の積み増し金を示す書式（ソーポーソー・1-10）。

●外国人が王国内での一時滞在許可を申請した場合に審査する書類のリストについての出入国管理事務局令第138/2557号

外国人が王国内での一時滞在許可を申請した場合の審査の原則と要件を定めた仏暦二五五七年六月三〇日付けの警察庁令第327/2557号が発令されたこととともない

仏暦二五五七年六月三〇日付けの警察庁令第327/2557号の第2項の内容に基づく権限により、仏暦二五五一年一二月三日付けの出入国管理事務局令第305/2551号、及び仏暦二五五六年六月一日付けの出入国管理事務局令第118/2556号を廃止し、外国人が王国内での一時滞在許可を申請した場合に審査する書類リストを、本命令末尾に添付した表に基づくよう定める。

ここに仏暦二五五七年八月二九日より（官報公示は仏暦二五五七年＝西暦二〇一四年八月八日）

仏暦二五五七年七月七日

★仏暦二五五七年七月七日付けの出入国管理事務局令第138/2557号末尾添付の、外国人が王国内での一時滞在延長許可を申請した場合に審査する書類のリスト

2・1、ビジネス上の必要性。例えば会社またはパートナーシップにおける勤務、など。

1回につき1年以内を許可。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券写し。
- 3、出入国管理事務局の書式に基づく外国人就業証明書。
- 4、労働許可書の写し、または事業地変更の場合の申請受理書と期限の切れていない労働許可書の写し。
- 5、その組織の登記の証拠の写し。例えば会社登記証明書またはパートナーシップ登記証明書。登記証明は登記官の証明から6か月以内のものとする。
- 6、登記官の証明から6か月以内の株主名簿の写し。
- 7、最新年の貸借対照表と損益計算書とともに、法人所得税の納税報告書と領収書の写し。
- 8、従業員の氏名及び申請人である外国人の氏名がある最新月の所得税源泉徴収書式と領収書の写し。
- 9、申請人である外国人の最新年の個人所得税納税を示す書式と（もしあれば）領収書の写し。
- 10、社会保険事務所に提出したところに基づく積増金送付を示す最新月の書式（ソーポーソー1-10）の写し。
- 11、事業が外国人を雇用しなければならない事由を示す書類または証拠。例えばタイ人求人告示をしたが求職者が現われなかった、など。
- 12、申請人の勤務地の地図、及び勤務時間内の事業所内外の写真。
- 13、出入国管理事務局出入国審査官の公務追跡委員会が定めたところに基づくその他の書類または証拠。
- 14、国際貿易事業（駐在員事務所）、地域統括事務所、及び多国籍企業（支店事務所）は6、7及び11に基づく書類を提示しなくてもよい。

2・2、関係する省庁局の承認を受けた投資に関連した業務で滞在しなければならない事由がある場合。

1回につき1年以内を許可。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券写し。
- 3、労働許可書の写し。
- 4、関係する省庁局からの保証書及び滞在延長要請。

2・3、官公庁、国営企業、または国のその他の機関での業務で滞在しなければならない事由がある場合。

1回につき1年以内を許可。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券写し。

3、労働許可書の写し、または機関の変更があり、労働許可書の期限が切れていない場合は申請受理書。

4、関係する官公庁、国営企業、またはその他国の機関からの保証書及び滞在延長要請。

5、（もしあれば）国の機関であることを示す証拠。

2・4、観光のためである場合。

許可が切れる日から1回につき30日以下を許可する。

[書類リスト]

1、申請書。

2、申請人の旅券の写し。

2・5、投資のためである場合。

一回につき1年以内を許可。

[書類リスト]

a、300万バーツ以上の投資のためである場合。

1、申請書。

2、申請人の旅券写し。

3、外国からタイ国への送金についての銀行からの証拠の写し。

4、（コンドミニアム購入の場合のみ）コンドミニアム・ユニット売買契約の写しと官公庁または関係機関からのユニット所有者であることを示す登記書の写し。または

5、（定期預金の場合のみ）銀行からの預金証明書と預金の証拠の写し。または

6、（公債または国営企業債の場合のみ）債券の写し。

b、1000万バーツ以上の投資のためである場合。

1、申請書。

2、申請人の旅券写し。

3、外国からタイ国への送金についての銀行からの証拠の写し。

4、（コンドミニアム購入の場合のみ）コンドミニアム・ユニット売買契約の写しと官公庁または関係機関からのユニット所有者であることを示す登記書の写し。もしくは長期賃貸借契約の写し、または

5、（定期預金の場合のみ）銀行からの預金証明書と預金の証拠の写し。または

6、（公債または国営企業債の場合のみ）債券の写し。

2・6、国の教育機関における教員または教師、講師、専門家、もしくは教務者である場合。

1回につき1年以内を許可。

[書類リスト]

1、申請書。

2、申請人の旅券の写し。

3、労働許可書の写し、または教育機関の変更があり、労働許可書の期限が切れていない場合は申請受理書。

4、職位・月給・雇用期間を示した当該教育機関からの保証書と滞在延長要請。

5、教員免許書の写し、教員評議会（クルサパー）からの権利保証書の写し、教員評議会からの緩和保証書の写し、もしくは教員評議会からの緩和申請受理書の写し（高等教育レベルの教員、教師、専門家、または教員評議会理事会の告示に基づき規制職免許を免除された者は除く）。

2・7、民間の教育機関における教員または教師、教官、専門家、もしくは教務者である場合。

1回につき1年以内を許可。

教務者（ブッカラコーン・ターン・ガーンスクサー）とは、民間教育振興委員会が定めた規則に基づく司書業務を果たす者、指導業務を果たす者、教育技術業務を果たす者、登録及び業績評価の業務を果たす者、一般管理の業務を果たす者、及び教育支援者。

[書類リスト]

2・7・1、教員、教師、専門家の場合

(1) 制度内学校、すなわち、英語プログラム普通教育校、教育省カリキュラムを使用する職業学校、及びインターナショナル・スクール。

1、申請書。

2、申請人の旅券の写し。

3、労働許可書の写し、または機関の変更があり、労働許可書の期限が切れていない場合は申請受理書。

4、教育機関設立許可の証拠の写し。

5、職位・月給・雇用期間を示した当該教育機関からの保証書と滞在延長要請。

6、民間教育委員会事務局が定めた書式に従った教員／講師任用書の写し。

7、教員免許書の写し、教員評議会（クルサパー）からの権利保証書の写し、教員評議会からの緩和保証書の写し、もしくは教員評議会からの緩和申請受理書の写し（高等教育レベルの教員、教師、専門家、または教員評議会理事会の告示に基づき規制職免許を免除された者は除く）。

(2) 制度外学校。

1、申請書。

2、申請人の旅券の写し。

3、労働許可書の写し、または機関の変更があり、労働許可書の期限が切れていない場合は申請受理書。

4、関係官公庁からの設立許可の証拠の写し。

5、職位・月給・雇用期間を示した当該教育機関からの保証書と滞在延長要請。

6、民間教育委員会事務局（ソーチャー）が定めた書式に従った教員／講師任用書の写し。

(2) 民間の高等教育機関。

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券の写し。
- 3、労働許可書の写し、または機関の変更があり、労働許可書の期限が切れていない場合は申請受理書。
- 4、関係官公庁からの設立許可の証拠の写し。
- 5、職位・月給・雇用期間を示した当該教育機関からの保証書と滞在延長要請。

2・7・1、教員、教師、専門家の場合

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券の写し。
- 3、労働許可書の写し、または機関の変更があり、労働許可書の期限が切れていない場合は申請受理書。
- 4、学歴証明書の写し。
- 5、関係機関からの職務上の知識を示した成績報告書（トランスクリプト）の写し、または職務上の知識、経験を示す業務経験証明書。
- 6、関係官公庁からの教育機関設立許可の証拠の写し。
- 7、職位・月給・雇用期間を示した当該教育機関からの保証書と滞在延長要請、及びタイ国籍者と外国人に分けた教育機関の教員と教務者の人数の詳細とともに滞在延長が必要な事由の説明。
- 8、雇用契約。
- 9、民間教育委員会事務局（ソーチャー）からの保証書。

2・8、国の教育機関における修学目的である場合。

教育機関が保証した期間に基づき1回につき1年以内を許可。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券の写し。
- 3、申請人の修学年数、カリキュラムレベル及び成績に係る詳細を示すことによる当該教育機関からの保証書及び滞在延長要請。

2・9、民間の教育機関における修学目的である場合。

(1) 制度内学校の場合、教育機関が保証した期間に基づき1回につき1年以内を許可。

(2) 制度外学校の場合、教育機関が保証した期間に基づき1回につき90日以内、合計で入国日から合計1年以内を許可。

制度外学校の種類と形態とは、民間教育振興委員会が定めた布告に基づく宗教教育、芸術及びスポーツ教育、職業教育、学習塾、及び生活技術教育を意味する。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券の写し。

3、関係官公庁からの教育機関設立許可の証拠の写し。

4、申請人の修学期間、修学年数、カリキュラムレベル及び成績に係る詳細を示すことによる当該教育機関からの保証書及び滞在延長要請。

5、局または局レベルの国の機関、もしくはその教育機関に責任を有する県知事からの保証書（ただしインターナショナル・スクール及び高等教育レベルでの修学は除く）。

6、（制度外学校の場合のみ）カリキュラムと時間割表。

2・10、教育機関または研究機関での実習もしくは研究目的である場合。

1回につき1年以内を許可。

[書類リスト]

1、申請書。

2、申請人の旅券の写し。

3、当該教育機関の研究機関または当該研究機関の長からの保証及び滞在延長要請書。

4、（実習の場合のみ）当該教育機関の長からの保証及び滞在延長要請書。

5、4の場合のみ、関係官公庁からの保証及び滞在延長要請書。

2・11、本命令の第2・8項または第2・9項の原則に基づき教育機関での修学目的で一時滞在許可を得た外国人の家族（父、母、配偶者、子、養子または配偶者の子）である場合。

1回につき1年以内を許可。

[書類リスト]

1、申請書。

2、申請人の旅券の写し。

3、修学目的で滞在許可を得ている外国人の旅券の写し。

4、関係を示す書類の写し。例えば婚姻の証拠、出生証明書の写し、子の証明登録の証拠、戸籍の写し、養子縁組登録の証拠、もしくは官公庁か関係機関からのその他の証拠。

5、審査原則（5）に基づく場合のみ、タイ国内銀行からの預金証明書及び預金通帳の写しを添付する。

2・12、報道任務遂行の場合。

1回につき1年以内を許可。

[書類リスト]

1、申請書。

2、申請人の旅券の写し。

3、労働許可書の写し。

4、政府広報局または外務省情報局からの保証及び滞在延長要請書。

2・13、仏教学修または修業の場合。

1回につき1年以内を許可。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券の写し。
- 3、仏教本庁または総理府もしくはマハーチュラロンコンラーチャウィタヤライ仏教大学かマハーマクットラーチャウィタヤライ仏教大学、またはその他のサンガの教育機関からの保証書。
- 4、申請人が学修または修業する寺の住職からの保証書。

2・14、宗教の布教の場合。

1回につき1年以内を許可。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券の写し。
- 3、宗教局または仏教本庁からの保証書。
- 4、当該宗教団体からの保証及び滞在延長要請書。

2・15、医療、看護またはタイ人に知識を伝授するための専門職の熟練技術者または専門家である場合。

1回につき90日以内を許可。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券の写し。
- 3、関係団体または機関からの保証及び滞在延長要請書。

2・16、機械、航空機または海運船舶の設置もしくは修理目的の場合。

1回につき90日以内を許可。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券の写し。
- 3、関係団体または機関からの保証及び滞在延長要請書。

2・17、ホテル、または払込済み資本金が2000万バーツ以上のタイ国内でエンターテイメント事業を営む会社に所属する俳優、歌手、演奏者である場合。

1回につき120日以内を許可。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券の写し。
- 3、労働許可書の写し。
- 4、申請人を俳優、歌手または演奏者として雇用する契約書の写し。
- 5、登記官の6か月以内の証明のある会社登記書またはパートナーシップ登記書のような当該機関の登録の証拠の写し。

6、エンターテイメント事業会社である場合のみ、登記官の6か月以内の証明のある株主リストの写しを添付する。

7、申請人である外国人の名を有する最新月の源泉徴収税納税書と領収書の写し。

8、申請人である外国人の最新年の個人所得税納税書と（もしあれば）領収書の写し。

2・18、タイ国籍者の家族である場合（父、母、配偶者、子、養子または配偶者の子のみ）。

1回につき1年以内を許可。

[書類リスト]

1、申請書。

2、申請人の旅券の写し。

3、関係を示す書類の写し。例えば婚姻の証拠、出生証明書の写し、子の証明登録の証拠、戸籍の写し、養子縁組登録の証拠、もしくは官庁か関係機関からのその他の証拠。

4、国民証、家屋登録書の写し、または関係官庁もしくは関係機関からのその他の証拠など、配偶者、父、母、子または養子がタイ国籍者と関係を有することを示す証拠の写し。

5、審査原則の（5）第1段と（6）に基づく場合のみ、国内銀行からの預金証明書及び銀行預金通帳の写しを添付する。または個人所得税納税の証拠及び領収書、年金の証拠、預金利息受取の証拠、または関係機関からのその他収入の証拠など、外国人である父母または夫が年平均で月4万バーツ以上の所得があることを示す書類を添付する。このとき外国人の配偶者である、もしくはタイ国籍者の子の父母であることを保証する証言を記録する。証言者の保証が必要な事由または不可抗力で保証可能な状態でないときは、家族など信用できる者からの聞き取りを記録する。

2・19、タイ居住者〔注／永住ビザ取得外国人〕の家族である場合（父、母、配偶者、子、養子または配偶者の子のみ）。

1回につき1年以内を許可。

[書類リスト]

1、申請書。

2、申請人の旅券の写し。

3、関係を示す書類の写し。例えば婚姻の証拠、出生証明書の写し、子の証明登録の証拠、戸籍の写し、養子縁組登録の証拠、もしくは官庁または関係機関からのその他の証拠。

4、満20歳以上の子、養子または配偶者の子が疾病もしくは障害者で生活ができず、父母の扶養下になければならない場合、病院の常勤医師からの、または国の管轄下にある医療機関からの保証書及び滞在延長要請。

5、居住者の居住証明書の写し、及び外国人身分証明書の写し。

2・20、本命令の2・1項、2・2項、2・3項、2・5項、2・6項、2・7項、2・10項、2・12項、2・13項、2・14項、2・15項、2・16項、2・17項、2・21項、2・22項、2・26項、2・29項、または（移民法）第34条（1）（2）及び（7）の原則に基づき一時滞在許可を得た外国人の家族である場合に加え、ノンイミグラントのL-Aを除く入国目的に基づく管理コード末尾にA（エー）の文字を有する一時滞在査証を得た外国人の家族（父、母、配偶者、子、養子または配偶者の子のみ）。

1回につき1年以内を許可。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券の写し。
- 3、滞在許可を得た外国人の旅券の写し。
- 4、関係を示す書類の写し。例えば婚姻の証拠、出生証明書の写し、子の証明登録の証拠、戸籍の写し、養子縁組登録の証拠、もしくは官庁または関係機関からのその他の証拠。

5、満20歳以上の子、養子または配偶者の子が疾病もしくは障害者で生活ができず、父母の扶養下になければならない場合、病院の常勤医師からの、または国の管轄下にある医療機関からの保証書及び滞在延長要請。

2・21、公共慈善団体、外国民間団体、財団、協会、外国人商工会議所、タイ国商業会議所またはタイ国工業連盟での勤務のために必要な事由がある場合（職業スポーツ選手を除く財団、協会の場合）。

（1）1回につき1年以内を許可する。

（2）審査原則（3）に基づく官公庁の保証がない場合は一回につき90日以内、ただし入国日から合計で1年以内を許可する。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券の写し。
- 3、労働許可書の写し。
- 4、当局からの団体設立許可書の写し、または関係官公庁からの国内活動許可書の写し。
- 5、その団体からの保証書と滞在延長要請。
- 6、団体に勤務する外国人の氏名リスト。
- 7、審査原則（3）に基づく場合のみ、局か局レベルの関係官公庁の長、国営企業の長、またはその団体に関係する国のその他の機関の長からの保証書と滞在延長要請。

2・22、リタイヤ生活の場合。

1回につき1年以内を許可。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券の写し。

- 3、年金または利息収入、配当収入など、収入があることを示す証拠。かつ／または
- 4、タイ国内銀行からの預金証明書及び預金通帳の写し。
- 5、審査原則（6）に基づく場合のみ、上記の1～4と同じ書類を提示する。

2・23、元タイ国籍者の、または父母がタイ国籍者である、もしくは元タイ国籍者である者の帰郷の場合。

1回につき1年以内を許可。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券の写し。
- 3、かつてタイ国籍者であることを示す、もしくは父母がタイ国籍者である、またはかつてタイ国籍者であったことを示す書類の写し（タイ国籍を有することを示す証拠が旅券と一致しない情報を有する場合、大使館もしくは領事館の保証、または信用の置ける人物の証言記録のような同一人物であることを確かめる証拠書類を使用する）。

2・24、タイ国籍者の配偶者（男・女）または子を訪問するためである場合。

1回につき60日以内を許可。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券の写し。
- 3、家屋登録書（住民登録書＝タビヤンバーン）の写し。
- 4、タイ国籍者の国民証の写し。
- 5、婚姻登録書の写し、または出生証明書の写し。

2・25、治療、静養、または看病のためである場合。

a、治療、静養、または看病のためである場合。

1回につき90日以内を許可。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券の写し。
- 3、治療を受ける病院の常勤医師、または治療する国の管轄下にある医療機関からの保証書と要請。

4、看病の場合は、治療を受ける病院の常勤医師、または治療する国の管轄下にある医療機関からの保証書と要請、並びに（看病人が家庭の一員である場合）大使館もしくは領事館の保証を受けた婚姻の証拠、出生証明書の写し、子の認知登録の証拠など、その関係を示す書類を添付。

b、査証なしで90日以内滞在するバーレーン王国、クウェート国、オマーン・スルタン国、カタール国、サウジアラビア王国、アラブ首長国連邦、及び内務省布告に基づくその他の国の外国人で、治療のため一時入国する外国人と付添人である場合。

一回につき90日以内、ただし入国日から合計で1年以内を許可。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券の写し。
- 3、保健省が定めたリストに基づくタイ国内の病院、または保健省からの保証書と要請。

4、治療を受ける者は、保健省による検査を受けた保健省が定めたリストに基づくタイ国内の病院が発行した、または保健省が発行した治療に関する書類、すなわち来診予定を示す書類、医師の治療保証の書類、来診コンファームの書類、またはその他の種類の医療書類を添付する。

5、看病人は、病人の父母、配偶者（男・女）、子、養子の場合、家屋登録書（住民登録書）の写し、国民証の写し、婚姻登録書の写し、出生証明書の写し、子の認知書の写し、または婚姻登録していない場合は病人による保証書のような家庭内の関係を示す書類を添付する。父母、配偶者、子または養子以外の者である場合は、雇用契約もしくは病人による保証書を添付する。このとき二つの場合において、治療を受ける者の書類証明の署名を付した看病人の名を示す書類を添付する。

ここに先に掲げた当該書類は、病人の縁戚及び付添い人（Affidavit of Support）であることを証明する書式に従い、タイ語または英語に翻訳した、湾岸協力会議（GCC）加盟国の大使館または公務機関による証明がなければならない。

2・26、訴訟または訴訟に係る審理のためである場合。

訴訟上の必要性に基づき審査する。許可するのであれば、一回につき90日以内を許可する。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券の写し。
- 3、事件・訴訟に係る捜査官からの保証書。もしくは事件・訴訟または事件・訴訟に係る審理の関係者であることを示す公的文書または書類。

2・27、官公庁または国営企業、国のその他の機関、もしくは大使館、領事館、国際機関における任務遂行もしくは業務の場合。

一回につき90日以内を許可。

ただし特定ケースで必要な場合は一回につき1年以内を許可する。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券の写し。
- 3、局または局と同等の官公庁、もしくは国営企業の長、または関係する国の機関の長による、または司令部級以上の警察部署、もしくは国防省、国軍最高司令部、陸軍、空軍、海軍の司令官が少将以上の部署による、または大使館もしくは領事館、国際機関による保証書と要請。

2・28、大使館または領事館の保証と要請のある必要事由のある場合。

(一) 必要事由がある場合は1回につき30日以内を許可する。

(二) 研修の場合のみ1回につき90日以内を許可する。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券の写し。
- 3、在タイ大使館または領事館からの保証書と要請。
- 4、研修の場合は労働許可書の写しを添付。

2・29、国籍証明のための場合。

1回につき180日以内を許可。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券の写し。
- 3、関係官公庁からの保証書。

2・30、エンターテイメントまたは娯楽のための不定期公演の俳優、歌手、演奏家、演出家、関係者である場合。

1回につき90日以内を許可。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券の写し。
- 3、労働省から許可を受けた証拠。
- 4、関係民間セクターからの保証書と要請。

2・31、国内の港、場所またはエリアに入国し、出国できないでいる輸送機関の運転者と乗員である場合。

1回につき90日以内を許可。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券の写し。
- 3、公務機関、または関係民間機関からの保証書と要請。

2・32、職業スポーツ選手、または職業スポーツに関係する者である場合。

1回につき1年以内を許可。

[書類リスト]

- 1、申請書。
- 2、申請人の旅券の写し。
- 3、出入国管理局の書式に従った外国人就労保証書。
- 4、労働許可書の写し、または事業所の変更があり、かつ労働許可書の期限が切れていない場合は申請受理書の写し。

5、登記官の証明から6か月以内の会社登記証明書のような、その団体の登録の証拠の写し、または当局の団体設置許可書の写し、もしくは関係する官公庁からの開催許可書の写し。

6、（会社である場合は）登記官の証明から6か月以内の株主名簿の写し。

7、申請人を雇用したことを確認する会社、協会、クラブ、または団体からの保証書。

8、雇用契約。

9、タイ国スポーツ公団からの保証書。

10、王国への入国前の査証申請で使用したところの、その国の外務省または責任機関からの保証を通過した、申請人がプレーする／プレーしたことのある会社、協会／フットボールクラブの選手であることを示す英語の保証の証拠の写し。

11、王国への入国前の査証申請で使用した、外国人が居住していた国からの犯罪／麻薬歴がないことの保証書の写し。

12、（もしあれば）領収書とともに申請外国人の個人所得税を示す書式、前年の申請書の写し。

13、申請人の勤務地を示す地図と勤務時間の事業所内外の写真。

14、出入国管理局の係官の公務追跡委員会が定めた書類またはその他の証拠。

15、団体に働く外国人の氏名リスト。

（おわり）